



老高発0316第1号
老振発0316第1号
老老発0316第5号
平成24年3月16日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

振興課長

老人保健課長

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

表記については、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第30号）」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第87号）」、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第88号）」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第89号）」、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第90号）」、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第91号）」、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第92号）」、「厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第93号）」、「厚生労働

働大臣が定める一単位の単価の全部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 94 号）」、「厚生労働大臣が定める者等の全部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 95 号）」、「厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 96 号）」、「厚生労働大臣が定める施設基準の全部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 97 号）」、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 98 号）」、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 99 号）」、「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 100 号）」、「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 101 号）」、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 102 号）」、「厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 103 号）」、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 104 号）」、「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 105 号）」、「厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 106 号）」、「厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 107 号）」、「介護保険法第五十一条の三第二項第二号の規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 108 号）」、「介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 109 号）」、「介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 110 号）」、「介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部を改正する件（平

成 24 年厚生労働省告示第 111 号)」、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 112 号)」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者の全部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 113 号)」、「厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額を廃止する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 114 号)」、「厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 115 号)」、「厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 116 号)」、「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 117 号)」、「厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者を定める件 (平成 24 年厚生労働省告示第 118 号)」、「厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準を定める件 (平成 24 年厚生労働省告示第 119 号)」及び「厚生労働大臣が定める地域の全部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 120 号)」が公布され、平成 24 年 4 月 1 日から施行される。

これらの制定及び改正に伴う通知の改正の内容については、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号) の一部改正
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分) 及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号) の一部改正
別紙 2 のとおり改正する。

- 3 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号）の一部改正
別紙 3 のとおり改正する。
- 4 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号）の一部改正
別紙 4 のとおり改正する。
- 5 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）の一部改正
別紙 5 のとおり改正する。
- 6 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）の一部改正
別紙 6 のとおり改正する。
- 7 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号）の一部改正
別紙 7 のとおり改正する。
- 8 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号）の一部改正
別紙 8 のとおり改正する。
- 9 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 45 号）の一部改正
別紙 9 のとおり改正する。
- 10 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定

地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号）の一部改正

別紙 10 のとおり改正する。

- 11 介護給付費請求書等の記載要領について（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）の一部改正

別紙 11 のとおり改正する。

- 12 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて（平成 12 年 3 月 30 日老企第 55 号）の一部改正

別紙 12 のとおり改正する。

- 13 事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成 18 年 9 月 11 日老振発第 0911001 号・老老発第 0911001 号）の一部改正

別紙 13 のとおり改正する。

- 14 口腔機能向上加算等に関する事務処理手順及び様式例の提示について（平成 18 年 3 月 31 日老老発第 0331008 号）の一部改正

別紙 14 のとおり改正する。

- 15 居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 18 年 3 月 31 日老老発第 0331009 号）の一部改正

別紙 15 のとおり改正する。

- 16 栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 17 年 9 月 7 日老老発第 0907002 号）の一部改正

別紙 16 のとおり改正する。

- 17 認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331007 号）の一部改正

別紙 17 のとおり改正する。